

陳述書

平成 27 年 5 月 14 日

特定非営利活動法人空援隊 理事/事務局長

倉田宇山

今般の「遺骨返還請求事件」および「立替金請求事件」につき、その事実関係、背景、経緯並びに国側の反論に対する主張等を次のとおり、陳述いたします。

私は、特定非営利活動法人空援隊の設立発起人であり、現在も専務理事・事務局長として、約 10 年間戦没者遺骨情報の収集活動に従事してきました。

特に、厚労省との間の活動に関する折衝は、そのほとんど全てを担当しました。

空援隊設立以前も、個人として、ジャーナリストとして、フィリピン・セブ島において発見したご遺骨の返還に関しての厚労省他との折衝に臨みました。その当時の担当官は、既に退職されておりますが、ほとんどまともに取り合っても貰えませんでした。

その後、空援隊を組織して、再度、交渉に臨み、初めて、懐疑的ながらも厚労省の重い腰が上がり、我々の情報による初めてのご遺骨の返還が実現します。それが、8 年前の 3 月のことです。それ以後は、厚労省も随分と前向きな姿勢を見せ始め、我々の情報に対する信頼性が増したのか、次々にご遺骨の帰還が実現します。

そして、平成 20 年 4 月には、厚労省の委託団体として、その活動に拍車がかかります。委託団体として 2 年目の平成 21 年 10 月に放映された NHK の番組の誤報によりもたらされた風評により厚労省がフィリピンでの事業中断をするまでの間に、我々の情報を元に約 17,000 体のご遺骨を日本に、厚労省は持ち帰ることが出来ました。

その中断直前には、どういうわけか、遺骨収集に対する色々な妨害などが現地で相次ぎ、結局、「野外における焼骨は大気汚染防止法の規定に反するので行えない。」というフィリピン政府からの申し出を受けて、厚労省は、火葬場における焼骨以外に持ち帰る方法がないという事態に陥ります。基本的に、フィリピンはキリスト教国であり、一般的には死者は全て土葬するのが文化習慣の国でもあ

ります。従って、火葬場はほとんどなく、数少ない街中の火葬場を借り切って、焼骨をするということは現実的ではありませんでした。（この事件が起こる数年前に、フィリピン政府は火葬を認めるという法律を制定しています）

かといって、日本側の動植物検疫法（遺骨もその例に漏れません）を曲げるわけにもいかず、苦慮した挙句、現地において、紆余曲折はありましたが火葬場を建設するという方向で一致し、現地の協力者の協力（土地の提供・火葬場としての許可の取得等）を得て、ルソン島中部のスービックに火葬場を新たに建設することとなり、その具体的な方法を煮詰めていく事になりました。また、この火葬場は、「日本兵専用のご遺骨の焼骨施設であり、一般の人向けての営業はしない。」ということが現地スービック市との取り決めで、最初に決められていました。従って、この火葬場では営業収益が他からは一切ないことが前提で、建設されています。必然的に現在は朽ち果てるのを待っている状態で、焼骨機械は現地スービック市への寄贈が決まっています。また、その他建設されたものは取り壊し、原状復帰をして土地所有者にお返しするのが当然の義務なので、それらの費用も発生します。これらについても別途請求する予定です。

当初計画された時点でも2,000万円を超える予算が必要になることや厚労省の予算がないこと、更には、年度を跨いでの予算執行が出来ない事や厚労省が海外に資産となるものを持ってないなどの制約や理由によって、結局、我々空援隊がその費用を一時的に立て替えて支払い、その後、フィリピンにおける遺骨収集派遣時に、厚労省はその費用を分割して支払うという約束が出来、建設に着手しました。その際に、契約書は、前述の条件を逃れることが出来ないので作らない、「紳士協定で、出来る限り早く返せるようにするので、といっても、3年くらいはかかると思うので、よろしく頼む。」と当時の室長には言われておりました。

開所式典には、厚労省職員をはじめ、在マニラ日本国総領事や近在の住民、フィリピン地方政府関係者なども招いて、執り行われました。しかし、その時点では、火葬場が完成していたわけではなく、まだ建設途中でした。何とか作業が出来る状態にはなり、それまでにフィリピン国内に既に溜まっていたご遺骨が相当数になっており、収容施設の関係もあって早急に焼骨を行う必要があったので、それに間に合わせた見切り発車状態で火葬場の稼働が始まりました。

その後、近隣住民からの苦情や地方政府からの嫌がらせなども経験しつつ、常駐管理人を置くことや発電機を設置することや周囲に壁を巡らせることや作業

用の大テントを立ち上げるなどの追加工事によって、その存続に現地の協力者共々問題解決に当たってきました。常駐管理人の賃金支払いや発電機の燃料、機械類のメンテナンスなど追加費用も含めて全て、空援隊が一時的に立て替え払いをしてきました。これらの際にも、厚労省からの事前の支払いがあったことはなく、全て、空援隊が現地協力者に負担を掛けないように支払ってきたのは言うまでもありません。必要であれば、現地協力者からのこれらの内容を記した宣誓供述書なり、本人に来ていただいていた証言を証拠として、提出することも出来ます。

これらについては、厚労省の担当官も承知しており、数度となく現地に赴いて、その管理費の一部支払いをし、事業停止後も再開に関する言い訳を説明に行ってもいます。前外事室長及び前々外事室長も共にその要旨で現地に行かれております。当然、他の職員も同行しており、その様子は確認しています。

それでも、NHK事件の余波は大きく、厚労省自体が持ち帰ったご遺骨に対する抗議や非難を避けるために、一旦、皇族や総理大臣までが出席しての拝礼式において千鳥ヶ淵戦没者墓苑に収められたフィリピンからのご遺骨を納骨堂から取り出し、厚労省4階の仮安置所に再度、収容するなどという事態も起こりました。これらの約17,000体に及ぶご遺骨は5年が経過した今でも、同じ厚労省内の仮安置所に保管されていると聞いています。

その後、空援隊は活動の場を中部太平洋へと移し、厚労省のフィリピンにおける事業再開を待っていましたが、その状況は一向に改善されず、更に、その間には、我々の調査により判明したサイパンの集団埋葬地を厚労省と共に発掘調査し、そこから700体以上の日本兵及び5体の米兵のご遺骨を祖国に送還しています。

この事実だけを取り上げてみても厚労省職員と一緒に調査収容をしていたフィリピンにおいて、空援隊が遺骨の売買をしていたなどと指摘したNHK報道の調査の間違いをご理解いただけたと思います。

こうして、厚労省と共にご遺骨に収容に全力を傾けてきましたが、その成果は決して、表に出ることはなく、厚労省の毎回の派遣団報告書からも「空援隊」の名前が消されることがあるなど障害がそこそこに散見される状態です。

まだ委託団体であった頃ですが、厚労省へ呼ばれ、外事室の上の援護企画課長から直接「多くの情報を出し過ぎだ。予算の都合もあるから、もっと、ゆっくりと出さなければいけない。計画数以上に遺骨情報を出されると困る。暴走は止め

てくれ。」と抗議と注意を受けました。その際に、課長には「工場生産を行っているわけではないので、計画通りに情報が集まるというものでない。全てコントロールの下に計画的になどというお役所的な発想をしてきているから、60 数年に至っても、ご遺骨が帰らないのではないか。」と反論し、結局は、毎年度厚労省からの予算を使い切った時点で、後は、空援隊が独自の予算で調査活動を行うということで決着を見ましたが、どういうわけか、その課長は定時でもない異動で他部署へ移動されてしまいました。

そのような状態であっても、「一体でも多く、一刻も早く」というスローガンの下、一致団結して、事に当たってきた空援隊の誠意やその想いは厚労省には伝わっていなかったのか、望月外事室長が人事異動で着任された頃と前後して、その前に着任されていた古都審議官の頃から、様子がおかしくなってきました。

そして、決定的となったのは、外事室長（当時）からの「前室長の約束（比国立博物館倉庫に仮置きしたままになっているご遺骨約 3,000 体の返還の件）は取り消します。また、前々室長の約束（火葬場立替金の返還の件）は、公務員として、そのようなことは考えられない。あり得ないので支払う予定はない。」という発言でした。（双方了承の上、録音記録あり）これにより、その後、数度に渡って、確認をしましたが一向に誠意ある回答もなく、やむなく、訴訟に至ったというのが実情です。

厚労省と出来る限り歩調をあわせて情報を共有し、譲れるところは譲り、曲げる所は曲げてでもご遺骨の収容を第一に考えて、行ってきたことが全て「一担当者の勝手な判断で起こしたことで、国に責任はない。」と言われているのです。当時の外事室長の立場からは、出来る限り、NHK裁判により世間が騒がしいので、内密に穏便に話を進めたいという意志が明瞭に窺い知れる状況でしたので、紳士協定を守って、その内容を公言したり、公表したりすることを極力避けてきましたが、それらすら、無駄であったと思いついた次第です。

前、前々外事室長との話は、ほぼ一対一の個室において行われていましたし、日本遺族会との兼ね合いを第一に考える厚労省としては仕方のない対応であったろうと思われれます。

その記録は、紳士協定によって、録音もしておりませんが、一部他の職員も同

席している所でのものは録音記録しております。また、個別の内容に関しても、記録として、メモしているので、その日時等も含めて、全て記録が残っています。

この裁判の中で、国側の弁論として、担当官が勝手にやったことだと言わんばかりの弁論が出されていますが、この弁論を当時の担当者たちはどのような思いで、聞いているのでしょうか。不思議でなりません。先日の裁判所よりの和解提案も国側から拒否されましたので、このままいけば当然、刑事告訴という方向に向かっていくことでしょう。当時の担当者たちにはこの裁判の内容は知らされていないようなので、刑事告発する前にはお知らせしておこうと思います。

当時、NHK報道の前後には、メディア各社の取材攻勢を受けていた厚労省において、社会援護局援護企画課外事室という小さな部署の責任者が勝手に、これらの判断を全て為していたなどとは到底考えられず、事実、数度に渡り、当時の室長にも確認しましたが、「上も承知の判断だ」と、聞き及んでもいます。

とすると実質的には、社会援護局の遺骨返還行政の事実上のトップである担当審議官、もしくは、社会援護局長、さらにその上までもが、ご存知の上で一民間団体に過ぎない空援隊を詐欺まがいの方法で体よく使い、その成果を上げてきたということになります。

となれば、当時外事室であったものが、昇格して、今は業務課となっている事実も頷けます。今年度には国会に提出される予定の「遺骨収容に関する法律案」を見据えた対応であろうと推察いたしますが、実態は何ら変わっていないところを見ると予算・人員の増加という昨今の予算削減が通常の省庁内では考えにくい焼け太りの印象はぬぐえません。

それでも、主たる業務としてのご遺族を戦地にお連れする慰霊巡拝事業の規模や地域を勘案すると遺骨収集事業が如何に、日本国の首脳たちが言うところの「国家の責務」という状況とは程遠いことが観て取れます。

それを承知で、国側の反論があるのだとしたら、まるで、民間が“勝手に”やっている遺骨収集を厚労省が手伝っているという現状がまるで分っていない法務省の役人が作文したのだらうと思わざるを得ません。民間団体が勝手に、フィリピンの山中に火葬場を作り、勝手に、ご遺骨を集め、勝手にやったことだから、我々に責任はないと言っているように聞こえてきます。

それはどうしてなのか、という疑問は湧いてこないのでしょうか。

何故、我々にとっては莫大な費用をかけて、何の保証もなく、勝手にフィリピンに火葬場を作るということを単独で行うのでしょうか。

全く、馬鹿げた話です。普通の一般市民が考えることではないと思います。また、役人として彼らの家庭に帰れば、一般市民なのですから、その感覚で物事を考えてみれば、そのおかしさに気づくだろうし、あるいは気づいていても、職務上、こういう反論しかできないのだろうと好意的に解釈するしかないとも思っています。

このような担当官庁の状態では「遺骨収集は国の責務です」と言ってくる歴代政府首、脳達の言は詐欺まがいと言われても仕方ないでしょう。

国側の反論に対する陳述もしておきたいと思います。

まず、遺骨返還の件に関してですが、いやしくも行政府の一部局を預かる責任者が、書面にして出した「預かり証」が錯誤であるということで、決着するのであれば、これはもう、全行政府の担当者と話をすることは全く無意味であるという宣言に他なりません。それ以外の意味は論理上あり得ません。ということは、間違っても、国側のシステムを大幅に変更する、即ち、法律を変える以外には、一緒に仕事をする相手として成り立ちえません。とすれば、厚労省が単独で、民間の力を一切借りずに、全ての業務を行うということになります。人間としてどうかということはさておき、それが法律として、許されるのであれば、もはや、役人や国とは国民の誰もが役人とは安心して話も出来ないということになってしまいます。

元々、我々が、自分たちの手で現地の人たちから直接全ての許可をいただき、土地所有者の了解を得、現場の地域地方政府や役所からの許可を得て、厚労省の指示の下に収容したご遺骨は、公式に、厚労省に引き渡し式で引き渡すまでは、一時的にであれ、空援隊の管理下に置かれているものです。その時点では、フィリピン国内法により、ご遺骨は土地所有者のモノであり、当然、日本の国内法は適用されません。

また、比国立公文書館倉庫に入れられているご遺骨は、正式な引き渡しが終わっていませんし、それ故の「預かり証」であったはずですが。しかも、その預かり証の期日を見れば明白なように、当時、空援隊は厚労省の委託団体ですらありま

せん。

この件は、その間の保管料なども改めて、別途損害賠償として請求する予定でおります。

更には、厚労省が空援隊から、預かった遺骨については、順次、日本へ持ち帰り、鑑定を行って、日本人であるかどうかの判別をするという約束も、これも錯誤ということなのでしょうが、守られておりません。DNA鑑定をするためと持ち出した分のご遺骨では、日本人でないものも混じっていたということですので、それらに関しては、すぐにでも、元あった所へ帰すというのが、正常な処置ではないかと思料しますが、一向に返還さえもなされてはいません。仮に、彼らが既に、返還していると主張するのであれば、どこに返還されたのか、また、そうでないのであれば、どこに収容されているのか明確にして、前後策を協議すべきと考えています。それらフィリピン人とされたご遺骨は元あった所へ帰すというのが方針と従前聞いておりました。その場所を明確に知っているのは空援隊スタッフだけであり、厚労省の職員では元へ返すことすらできません。

これは、在マニラ日本大使館とも協議が終わっていた話ですので、その話を大使館側からも現地の役所側からも聞いておりませんので、行われていないと確信しております。

現在も、空援隊は、現地の残ったスタッフの元に現地の人たちから寄せられた情報を元に、ご遺骨の収容は行いませんが調査活動を続けていますので、当然のことながら、続々と情報が寄せられてきている状態です。

裁判とは直接関係ないかもしれませんが、前述の課長の譴責の時点で、既に3万体を超えるご遺骨の情報を把握しており、その一部は外事室に提供しております。これは、フィリピンに限らず、中部太平洋地域においても同様です。これらのご遺骨の所在情報は既に5万になろうとしており、これらについて担当者たちは全てご存知のはずです。厚労省の無為無策を今更あげつらってみても仕方ありませんので、このくらいにしておきますが、本来なら国が主導して、行うべき事業を的確に推進出来ないばかりではなく、予算の無駄遣いはしても、まともに、ご遺骨を返すための予算はないという歪んだ行政組織の問題点は、今後の大きな問題として取り上げていきたいと思っております。

例として、いくつか挙げておきたいと思います。

- ・サイパン島における空援隊が発見している明確に場所特定できている洞窟内のご遺骨（厚労省職員確認済み）の収容が5年間行われていない。
- ・サイパン島において、昨年9月に行われたご遺骨調査（KUENTAI-USA=米国 NPO・本部 ノースカロライナ州ニューバーン主催）で、空援隊と共に発掘したご遺骨も現地政府からの指示により、「日本政府からの正式な収容の意志が示されないので、埋め戻すように」という指示に従い、埋め戻されたまま。
- ・グアム島において、5年以上前、下水道工事時に発見されたご遺骨の収容を厚労省が行った際に、予算の都合で途中で、まだ、ご遺骨があることが確認されている状態であるにもかかわらず、中断して埋め戻した南部住宅地の道路下のご遺骨埋葬地の発掘調査
- ・グアム島において、NPO戦没者遺骨早期収容促進協議会が行った現地考古学者を伴った調査において、発見されたシールドケープ及び集団埋葬地候補地の発掘（米ナショナルパークサービスが認定し、現在、米国側の許可を待っている段階）数か所

フィリピン以外にもこれらのような例は枚挙に暇がありません。

しかも、その情報を全て、厚労省側には連絡済みですが、何らの返答や行動は見られません。流石に、グアムの道路下のものとサイパンの役所に我々が発掘して預けてある7体のご遺骨は収容計画はしているかに聞いていますし、現地役所からは色々とその情報が流れてきていますが実行された話は聞いていません。

次に、火葬場の立替金返還に関してですが、こちらは、国側が契約書のないものは契約ではない、裁判長もそれが法律だと言われている以上、他に話をするとはありません。単に、役人さんたちの巧妙な詐欺に引っかかっただけのお話でしょう。意味がありませんので、これ以上の証拠提出は必要ないと判断して、空援隊の厚労省との交渉窓口であった事務局長として、私が、陳述することにしました。

既に、退職されているお二人の元外事室長や現職で残っておられる当時の職員の方々をこれ以上、実名を出して、個人的に困らせることは本意ではありません。元から、この裁判を提起する前に、国はきっと、トカゲの尻尾切りに来るのだらうと様々な方々が想定もされていまして、別段、驚きもしませんが、

全てのメール等の証拠を出して、反論するには及ばないと思います。

本件について、一言だけ申し上げるなら、あまりに低俗であり、あまりに愚劣であり、卑怯千万であると申し上げたいと思います。

裁判所は正義のためにあると思っております。

誰にでも理解の出来る正当な判決をお願いいたします。

以上